

大学公開講座における体育センターの今日的課題

本間 崇, 阿部 一佳

On the present time's role of Sports and Physical Education Center
in providing Sports Program of University Extension

Takashi HONMA, Kazuyoshi ABE

Abstract

The University Extension is realized in accordance with Program of ones. Some program of them will be put into practice with The Rule of Extension Programs for Tsukuba Univ. established in 1975. This Rule was affected with two trends of educational reforming in the late 1960s. One was an affect of the worldwide reforms promoted with UNESCO, and another one was the domestic reforms guided with some Reports submitted by the Central Council for Education, the Social Council for Education, and so on. These worldwide educational reforms were bringing up with ideas of *Lifelong Education* and *Lifelong Learning*, which effected on The Rule of Extension Programs for Tsukuba Univ., too. But advanced ideas of educational reform after 1980s are not reflected in this Rule. Consequently Sports Programs of our University Extensions are limited to quasi-academic program and non-academic program. We have to appreciate some ideas of worldwide educational reforms after the late 1970s, for example, contents of Faure's Report, contents of Carnegie's Report, Hutchins's idea, E.Fromm's ideas, and so on.

はじめに

筑波大学は昭和48年(1973年)に開学された。1981年に、1980年代を展望する意味から公開講座の検討が行われ、当時の学長、広報室長、公開講座委員会委員長、公開室長、企画調査室長、学務部長が懇談し、筑波大学の役割が「教育・研究・公開」の三分野に及ぶことを確認している¹⁾。そこには従来の大学観に対する新しい視点が認められる。すなわち、大学の機能として、教育・研究に加えて特にこれらと区別する形で公開の役割を取り上げた点である²⁾。この懇談会以後、大学を取り囲

む社会的状況が変化する中で、先に確認された教育・研究に並ぶ形で、新たに加えられた大学公開の問題を、体育センターの今後の可能性もしくは方向性を探るという課題として、改めて問い直してみた。

体育センターは教育機関として設置された。体育センターにおける公開は、主として教育プログラムの提供を中心とする公開講座の形で行われてきた。しかし、平成3年度から施行された“大学設置基準の大綱化”を契機に、わが国の多くの大学において教養課程や体育が縮小される³⁾ようになり、スポーツ教室など

の開講への影響の出ることが懸念されるようになってきた。筑波大学においても大学体育の縮小が、やがて公開機能の縮小に及ぶことは避けられない問題となるだろう。このとき、従来の公開の主軸をなした教育プログラムの提供という公開講座の機能をどのように整理し、発展させていけばよいのかを考えてみた。

I. 大学機能としての公開について

(1) 用語規定

体育センターと公開の関係を論じるに当たって、幾つかの用語の概念規定とその関連を明らかにしておきたい。体育センターの例で見ると、大学における公開事業は講座形式で開設されることが一般的である。小池によれば、大学公開講座は英語の University Extension Programs に因るもので、Programs を外した University Extension は従来はその字句の意味のとおり、**“大学拡張”**と一般に訳されてきたが、今日では**“大学開放”**と訳されることが多くなっているという³⁾。さらに小池は**“大学拡張”**を淵源として**“大学開放”**概念が生じたとしているが、これは新堀の説を受けたもので、新堀は**“大学拡張”**を「大学がキャンパスの外に出向いて社会教育活動を行うことに重点をおいた事業」、**“大学開放”**を「大学がその施設や講義を広く社会に開放する事業」と区別している⁴⁾。新堀は元々一つであった用語“University Extension”を、二つの用語**“大学拡張”****“大学開放”**に使い分けたことになる。

しかし、新堀の概念規定に先立って、1965年には既に J.T.シャノンと C.A.シェンフェルドが、University Extension を、1) 正規の教育を学外者に開放するもの (extension on university teaching in time and space)、2) 大学が有する教育資源を学外者のニーズに合わせて再編成し開放するもの (functional extension) の二つに分類している。新堀が**“施設**

や講義”としたものをシャノンやシェンフェルドは**“教育資源”**とし、これを「学外者のニーズに合わせて開放するものとする」など、単に既存の施設や講義を学外者に提供するのではなく、教育資源を再編成するなど大学の主体的な機能の開放を謳っている点に注目する必要がある。シャノンとシェンフェルドの University Extension の分類には、むしろ大学機構が自らの機能をどのように自覚的に社会に問うかというスタンスが含まれており、事業の形態についてではなく、事業のコンセプトつまり開放の目的が重視されていることがわかる。ここで重要なことは、単に大学が既存の教育資源を開放するに止まらず、それらを再編成して「学外者のニーズに合わせよ」としていることである。

一方、山本によれば、日本語による**“大学拡張”**は**“大学開放”**の上位概念であるときてきたが、生涯学習論が提唱されるようになると**“開かれた大学”**のイメージに合わせて従来**“大学拡張”**と呼んできたものも**“大学開放”**と言い替え、大学における社会教育ないしは成人教育を含ませるような傾向になった、というのである⁵⁾。こうした最近の傾向を受けて本論でも、University Extension を従来の**“大学拡張”**の訳語を用いずに、**“大学開放”**と訳して、使用することにする。

(2) 大学開放と公開講座

ところで、昭和39年7月17日文部省から出された各国公私立大学長宛の大学学術局長・社会教育長通知『大学開放の促進について』は、大学開放の目的を具体化するための四つの活動目的を表1のように示している。

昭和50年に制定された『筑波大学公開講座規則』の内容も基本的にはこの通知の内容を受けたものになっている。

表1 通知『大学開放の促進について』1964年に示された四つの活動目標

- A. 公開講座の拡充強化
- a. 現職の実務者のための専門的知識技術の習得を目的とするもの
 - b. 一般成人のための生活上の知識技能の習得を目的とするもの
 - c. 一般教養の向上を図ることを目的とするもの。
- B. 地域振興への協力活動の推進
- 〔イ〕地域の農林・水産・商工業等・産業各般に亘る振興計画の立案・実施に助言協力すること
 - 〔ロ〕地域における教育・文化・社会・生活の各般に亘り、その具体的活動に対し、適切な指導・助言および技術指導を与えること
 - 〔ハ〕地域における諸問題について、諸機関・諸団体への資料提供あるいは、共同調査、共同研究による協力活動を行うこと
 - 〔ニ〕大学に付置あるいは、所属する研究施設・設備等を、できる限り一般社会に公開し、便宜を計ること
- C. 大学分教室の設置促進
- 巡回講座、出張講座をその地域に定着させることにより、また、それらの効果を高めるために、あるいは、地域振興への協力活動の促進を計る拠点として、大学は、大学分教室(大学地域研究センター)を設置することを考慮すべきである
- D. 通信教育および放送・出版活動の充実振興
- 一般社会人の教育の機会として通信教育はかなり行われているが、放送活動(大学が、テレビ・ラジオを通して定期的・継続的に一般人向けの講義を行うなど)や出版活動(学内における研究成果のまとめ、公開講座の講義内容、その他の資料を一般社会人が容易に入手できるようにするなど)などの分野の拡充・強化についても検討し、大学開放活動を活発に行う必要がある。

II. 大学開放を歴史的に概観する

(1) 英国、米国の大学に見る大学開放の歴史的な意義

W.H.ドレPPERは1923年に *UNIVERSITY EXTENSION 1873-1923*⁷⁾を著して、大学開放が大学教育(主として教養教育からなる)を一部の階級の人々からそれ以外の学外者に開放しようとするものであって、「この運動が1873年に開始され、爾来50年(当時)に及ぶ」とし、「ケンブリッジ大学がそうした運動のイニシアチブを取った」と言及している。このことは、ケンブリッジ大学がヨーロッパでも古い大学の一つで、そこに教養教育のために蓄積された知の量質が屈指のものであったことを意味する。この大学開放運動に、やがてオックスフォード大学等も参加するようになり、その役割を分担し合うようになる(表2)⁷⁾。ドレPPERの指摘によれば、1923年までの約

50年間のうちに、市民大学として新たに誕生した若い大学(young University and College)も University Extension への積極的な共同参加を求めて来ていたという。小池は、一説によればこの運動の始まりを1846年のマンチェスター大学に溯及できるとしているが、具体的なサマー・ミーティングの記録は1891年からのものしかない。ドレPPERの指摘とN.A.ジェブソン著の *The beginnng of English university adult education-policy and problems 1973年*⁸⁾での見解と合わせて、最初の大学開放の歴史は、1873年に始まったと見るのがよいだろう。やがて、複数の大学が同志愛(comradeship)と共同(cooperation)の精神で繋がれてこのサマーミーティングの事業に参加するようになっていったのだという⁷⁾。

ケンブリッジ大学においてはアーサー・ハーベール卿、オックスフォード大学においては

表2 初期の大学開放におけるサマー・ミーティングの開講講義一覧 (1891—1923年)

年	氏名	場所	題目
(1888—1890年、記録なし)			
1891	フレデリック・ハリソン	オックスフォード	13世紀小概説
1892	ジェイムス・スチュアート	ケンブリッジ	大学開放
1892	ジョン・アジントン・シモンズ	オックスフォード	ルネッサンス
1893	M.P.ジェップ博士	ケンブリッジ	国民に対する大学の仕事
1895	M.A.W.オドーリング教授	オックスフォード	近代化学の夜明け
1896	バトラー博士 (トリニティー学長)	ケンブリッジ	
1897	ボイド・カーペンター (リッポン主教)	オックスフォード	英国文学におけるロマンチズムの復興
1899	C.ジョージ・ブロードリック法学博士閣下	オックスフォード	大学教育の半世紀
1900	A.J.バルフォア下院議員閣下	ケンブリッジ	
1901	H.H.アスクワイズ貴族院議員閣下	オックスフォード	大学教育の目的
1902	ケンブリッジ大学副総長 A.W.ウォード	ケンブリッジ	19世紀ヨーロッパとアメリカの生活と思想
1903	ジョセフ, H.チョーツ閣下	オックスフォード	アメリカにおける教育
1904	G.フォーレスト・ブラウン・ブリッセル主教	エクスター	大学
1905	ジェイムス・スチュアート閣下	オックスフォード	過去30年間における大学開放
1906	ホワイトロー・リード閣下	ケンブリッジ	アメリカ合衆国の興隆と発展の傾向
1907	ホルスベリー伯爵閣下	オックスフォード	近代大学
1908	バトラー博士 (トリニティー学長)	ケンブリッジ	大学の究極の目標
1909	サン・ジュリアーノ侯爵閣下	オックスフォード	世界史におけるイタリアの位置
1910	C.G.ラング博士ヨーク大司教	ヨーク	大学開放の経歴
1911	ホールデン子爵	オックスフォード	ドイツとグレート・ブリテン
1912	セルボーン伯爵	ケンブリッジ	大英帝国
1913	ミシェル・サドラー外科医	オックスフォード	我英語教育における伝説の影響の諸兆候
1914	ジョセフ・トムソン卿 (大勲功章)	ケンブリッジ	現代の生活と政治
1915	J.P.マハフィー師	オックスフォード	ギリシャ史の広がり
1916	ロバート・セシール伯爵貴族院議員	ケンブリッジ	宗教と文化に対するロシアの貢献
1917	ハーバート・サミュエル貴族院議員	オックスフォード	復興の諸問題
1918	バイダル將軍	ケンブリッジ	大戦に対するアメリカの軍備
1919	マイルナー子爵	オックスフォード	大英帝国の将来
1920	ドン・アルフォンソ・メリー・デル・ヴァル卿	ケンブリッジ	西洋文明に対するスペインの貢献
1921	J.レンネル・ロッドウ卿	オックスフォード	古代ローマ
1922	アオスタ公爵閣下 (ガーター勲爵士)	ケンブリッジ	イタリア軍人
1923	ミカエル・サドラー卿 (インド星上級勲爵士)	オックスフォード	T.アーノルド, J.H.ニューマン, B.ジョウエット: この三人のオックスフォード人の英語教育への影響

ウィリアム・シーウェル等の指導がこの手の事業にありがちな様々な困難（企画・運営等）を乗り越えさせている。やがて、この運動はジェームス・スチュアートを中心に展開されていくことになる⁴²。

この運動は、当時の英国が階級社会であることを反映して、高等教育（教養教育）が一部上流階級にだけ独占されていたものを広く開放しようとするものであったという⁴³。そのため、初期の大学開放プログラムである“サマー・ミーティング”の開講レクチャー (inaugural lectures) にそのテーマと内容を見ると、古典に学ぶ所謂教養教育的な匂いの強いことに気づく。中世大学に起源を持つ“教育大学”の流れがサマー・ミーティングにおいても色濃く反映されていることがわかる。大学開放のプログラムは、まず“教養教育”から始められたと見るのがよい。これが内容的に大学学術局長・社会教育長通知『大学開放の促進について』（1964年）⁴⁴の「A. 公開講座の拡充強化」で謳われた「C. 一般教養の向上を図ることを目的とするもの」と同じ意味を持つものであるかを直ちに判断することはできないが、大学開放の歴史を語るものとして、一つの示唆を与えるものとなるだろう。

その後大学開放は、アメリカ合衆国で、通信教育、サマースクール、拡張クラス、夜間大学、宿泊性教育、研修会、印刷・出版事業、図書等の貸し出し制度、放送教育等々、種々の発展形態を持つことになる。これは、大学学術局長・社会教育長通知『大学開放の促進について』でみる大学開放の目的「A. 公開講座の拡充強化」の「a, b.」, 「B. 地域振興への協力活動の推進」の「〔口〕」や「D. 通信教育および放送・出版活動の充実振興」等に求められているものと同じ方向性を持つものと考えられ、『開かれた大学』で確認された筑波大学の公開事業も、こうした大学開放の発展の方向と機軸を一つにしていることができる。

(2) 我が国の大学公開講座の歴史

わが国の公開講座は、1919年（大正8年）にその起源を持つといわれるが、公開講演会程度のものであったという⁴⁵。大学公開講座が一般的になるのは太平洋戦争以降で、1947年（昭和22年）3月31日『学校教育法』（法律第26号）が制定され、同年4月1日に施行されたことによる。この第5章「大学、第69条公開講座」に、「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。2 公開講座に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。」としている。ここにわが国の大学公開講座は、初めて法的規定を得た。

1949年（昭和24年）6月10日、『社会教育法』（法律第207号）が制定施行された。この第6章「学校施設の利用」では、学校（国立及び公立）の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならないことを謳っている。同章「第47条青年学級」、同章「第48条社会教育の講座（文化講座、専門講座、夏期講座等）」では一般的教養や専門的学術知識の教授のために大学において公開講座が開設されるよう求めている。社会教育審議会は1961年（昭和36年）に大学開放の促進について審議を開始、1964年（昭和39年）7月に結審して文部大臣に答申。同年7月17日、大学学術局長・社会教育長通知『大学開放の促進について』（文社第209号）が各国公立及び私立大学長に出されて、大学開放の大枠が出来上がり、大学における公開講座が開講されることになった。

こうした法的な整備の後にも、幾つかの審議会が大学公開講座の在り方に係る重要な提言をしている。すなわち、1971年（昭和46年）6月中央教育審議会（以下中教審と表記）は『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』答申し、生涯教育の視点からわが国の教育体制を総合的に整備するための検討を加えることが重要な課題であることを指摘している。ここで生涯教

育はわが国においても学校教育の上位概念であるとの位置を得ている。これは、社会教育審議会による「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」（昭和46年）を受けたものであった。ここで、社会教育の名前で呼ばれたものは、専ら急速に変化する産業技術によって雇用状況に世代間の格差が生じてきており、それがもはや見逃せない段階に来ていて、早急にこれらに適應していくための加齢に伴う再教育の機会を社会が用意する必要に迫られていたことを意味している。こうした再教育の必要は、それまで先進国を自認していた欧米諸国において一層深刻な状況にあった。これは、欧米社会が、伝統的に潜在的な階級性構造を有していたことによるものでもあったが、同時にわが国においても高等教育等を反省する一つの機会になった。

さらに1979年（昭和54年）の中教審『生涯教育に関する小委員会報告』は、生涯に亘る学習の機会と組織を用意するという教育的要請を明確化し、大学の果たすべき役割の大きさを指摘している。さらに中教審は1981年（昭和56年）『生涯教育について』を答申している。この答申は第1章で「教育は、人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし、主体的な成長・発達を続けていく上で重要な役割を担っている。」として、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と述べ、第2章では「教育機能の各領域における課題に触れ「特に大学教育をはじめとする高等教育の制度や運用方法の一層の弾力化を図る必要がある」と指摘している。さらに第4章では「大学等の開放に関して、学校内部の理解や支持が得にく

く、また教員が社会的需要を配慮した柔軟な教育課程を編成することに消極的」であり、「大学等の開放の正否は、究極のところ、学校関係者の意識と姿勢にかかっている。」として大学教育の開放の具体的な指針を示しながら、「大学の公開講座は、地域社会での生涯教育を進める上で効果的な企てである。」と指摘して一部の国立大学で「大学教育開放センター」の設置等による公開講座の拡大と一層の開放性を高めるように、と言及している。

中教審はさらに「教育改革」のための議論を進め、1985年（昭和60年）に『教育改革に関する第一次答申』、1986年（昭和61年）に『同第二次答申』（生涯学習の組織化・体系化に関する課題が登場）、1987年（昭和62年）に『同第三次答申』（第1章に「生涯学習体系への移行」が登場、生涯学習の基盤整備を求める。また、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化を提案する。）を、そして同年8月に『第4次答申（最終答申）』を提出している。こうした審議の過程で教育改革の具体的方策として第一に掲げられたのは「生涯学習への移行を求めた生涯学習体制の整備」であった。ここで、家庭・学校・社会の教育力の充実が求められ、本論に係るものとしては、学校の機能と場の地域への開放、公開講座の単位認定、生涯スポーツとそのプログラム開発、情報ネットワーク化、文化・スポーツ施設のインテリジェント化などが提言されている。

平成2年6月29日には生涯学習の振興に資するための『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』（法律第71号）が制定され、同年7月1日に施行された。この法律は、生涯学習の進行に資するための都道府県の事業に関する推進体制の必要と、そのための整備について定めたもので、特に都道府県の教育委員会を中心に民間事業者の能力の活用を構想するなど、生涯学習の機会を提供するための実施の方向性を示している。

生涯学習概念が学校教育概念の上位概念となったことと併せて、大学等の公開講座は、このような社会的な機構とどのように調和的協力関係につけばよいのかという新たな関係を迫られたことになる。

II. 「大学公開講座」を検討するための視点

以上のことから、我が国の大学開放における大学公開講座は、社会教育という考え方で捉えられる時代から、生涯教育・生涯学習という視点によって捉えられる時代に移行してきていることがわかる。初期の生涯教育をめぐる諸運動において、中心的なハンドブックとなった教育開発研究所編『生涯教育読本』（1987年）¹⁰⁾の中で小橋は、昭和56年の中教審答申から生涯教育の定義を引いた後で、「生涯教育は生涯学習を助けるための環境整備の側面を強調したことばである。」として、こうした捉え方が当初「上からの強制であるとか、生涯にわたる教育の国家統制である」という批判があり、こうした批判をする人たちによって一時生涯教育に対する言葉として生涯学習という言葉がしばしば使われたが、現在ではそうした混乱がないとしている。

生涯教育という考えは、ポール・ラングランによって新しい教育の原理にまで高められた。彼は、1948年以来ユネスコの専門職員として生涯教育に取り組んでいた。1965年パリで開かれたユネスコの「成人教育推進国際委員会」で *education permanente*（永久教育）という呼び方で生涯教育の必要が説かれ検討されたが、彼はその討議資料を『社会教育の新しい方向』としてまとめている¹¹⁾。1968年にはロバート・M・ハッチンスが“The Learning Society”を刊行し、「さまざまな教育水準にあるすべての成人に、いつでもパートタイムの成人教育を提供し、併せて、教育の目的が、学ぶこと、充実した人生を送ること、人間らしくあることにあり、すべての機関がその目的実現を志向するように、価値の転換に成功

した社会、すなわち学習社会と呼ぶべき社会の実現」を提言した¹²⁾。こうした考えを受けて、1972年にユネスコの組織した教育開発国際委員会は *Learning to be: The World of Education Today and Tomorrow* を作成¹³⁾。この書は副題にあるように「今日と将来における教育の世界」について報告し、「生涯教育という考え方は、学習社会に向かう中心思想である」¹⁴⁾とした。この報告書は、同委員会委員長エドガー・フォールの名を取って『フォール報告書』と呼ばれている。また、OECDは1970年代に入って、教育改革構想の一つとして“リカレント教育”を提唱している¹⁴⁾。これまで人生の初期に集中していた教育を個人の生涯すべてに渡って分配しようとするもので、義務教育終了後も、必要に応じていつでもフォーマルな教育機関に戻れるようにしようとするものであった。ここでは、学校教育、企業内教育、成人教育などの教育分野を総合化して制度化することが意図されていたが、清水によるとリカレント教育の理念には教育を継続的な過程であるという視点はなく、むしろ継続教育や生涯教育という考えは否定されるのだという¹⁵⁾。

ここでは、大学公開講座を検討する視点をハッチンスとフォール報告書に見られる生涯教育概念に置き、その関連で生涯学習概念をも援用していくものとする。

(1) 生涯教育と筑波大学の公開講座

こうした世界的な動きや国内的な法的整備の間であって、筑波大学の公開講座は、1974年（昭和49年）に開講されたが、規則の整備は多少遅れた。1975年（昭和50年）2月28日、『筑波大学公開講座規則』は規則第5号として制定された。その第2条において「公開講座は、本学の教育を広く社会に開放し、社会人の教養を高め、文化の向上に資することを目的とする。」としており、生涯教育的な立場から大学公開講座の目的を達成していこうと

していることが伺われる。筑波大学の公開講座の開設に係った永岡は『開かれた大学』の序章において「生涯教育の意義と高等教育」について次のように言及している²⁰⁾。

経済成長期に急速に量的に拡大した教育は新たな質的改善充実が求められている。それは社会的文化的変化に対応させるべく生涯教育の観点から学校教育の在り方、とりわけ教育の内容と方法、さらには制度の改革までを構想されなければならない。生涯教育は1965年ユネスコの成人教育会議で初めてフランスのラングランにより提唱され、同年12月の第3回成人教育推進国際委員会がユネスコに生涯教育の理念と必要性を勧告。1971年(昭和46年)6月の中教審答申『教育改革のための基本施策』において「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を打ち出し、生涯教育論が我国の学校教育の重要な一つの方針であると位置づけた。さらに1979年(昭和54年)の『生涯教育に関する小委員会報告』で「教育は生涯にわたって、家庭・学校・社会を通じて総合的に考慮されるべきことが必要である」とされた。そのための継続的組織的教育の機会と場所、人的条件を用意し貢献できる機関は大学で、大学の生涯教育への積極的な開放と進出が必要だ。

さらに彼は、1977年のOECDの*General Report ; Learning Opportunities for Adults*で打ち出されたりカレント教育の問題に次のように言及している²¹⁾。

生涯に亘って教育の期間と実際の社会生活の期間を交互に交流させる配置により、急速に変化する社会への対応が必要である。1981年6月中教審が『生涯教育について』の答申で現行教育制度をリカレント教育も含めていっそう多様化・弾力化して行く方策の必要を指摘した。こ

れらを受けて、学校教育全般が生涯に亘って学習を続けるのに必要な意欲や能力の育成を図ること、学ばせしめ、生き方や職業観を指導することが必要であると考えられる。以上のことから、大学は生涯学習システムの下でこれらを具体化する必要がある。そのための視点は、

- 1) 社会人にリカレント教育を提供するための履修形態・教育内容・方法の多様化、入学制度の成人向け開放、研究プロジェクトの社会化・協働化などの施策を作成する
- 2) 大学と地域社会の連携を強化するコミュニティ・スクールの性格を持つものを育成していく

ことにある。

以上から筑波大学の公開講座の理念が、上記のような世界的な生涯教育運動の流れの中にあること、国内の種々の法的整備を受けていることを知ることができる。これらの理念が筑波大学の大学開放や公開講座に制度としてまた実際の開講に反映されているかどうかを即断することはできないが、永岡の論調の主流をなすのは履修形態の多様化などをイメージした生涯教育の実現であり、永岡が「大学公開講座」を論ずる巻頭論文としてこの論文を寄せていることなどから見て、この主張が筑波大学における大学開放、つまり公開や公開講座を視野に入れて行われたものだと考えてよいであろう。

(2) 生涯学習と筑波大学の公開講座

『開かれた大学』の序章「生涯教育としての筑波大学公開講座の成果と課題」第2節で、江口は「生涯学習と大学開放」と題して、大学開放と「生涯学習」の問題に触れている。江口は、私見であるとしたうえで、「本学は、その本来の目的を達成する……、教育及び研究に関する社会の多様な要請に……対応する……ために、教育・研究施設の共同利用や開放、

更に教育・研究の成果を社会に還元するための大学公開活動を積極的に推進する。」とした「筑波大学の基本構想」を引用し、「大学開放は、この理念に沿って、地域住民はもとより、国内、国外の人びとに対しても、大学の教育・研究の成果を公開し、その教育・研究の諸施設・設備の利用に供するものである。とくに、生涯学習のためには、教育の成果の公開と、教育施設・設備の開放が期待される。」と言及している²³⁾。さらにその第2節III款の見出しを「生涯学習と大学への期待」とした上で、様々な要因によって生まれた自由時間の増大の結果、生涯学習の要望が大きくなったこと、急速な技術革新がもたらした学校教育の陳腐化や技術教育のために生涯学習が必要になったことを述べ、生涯学習のための大学開放の具体化のための課題、特に公開講座の問題に触れている²³⁾。昭和54年度に行われた本学公開講座委員会と周辺社会教育担当者との懇談を通じて地域住民と公開講座の実際の間にはかなりのギャップがあり、次のような住民の意見や要望（概要）があったというのである²⁴⁾。

- 1) 住民がもっとも望む一般教養的な講座が皆無に等しい。
- 2) 地域形態が農業中心であるから、スポーツ教室よりも、農業問題・文化講座・教育シリーズ等、住民の知識の向上を図って欲しい。
- 3) 公開講演会は難解な講演が多く、住民には敬遠されている。もっと、住民の生活に密着した文化的なものを実施して欲しい。
- 4) 交通事情もあり、講座聴講のために地域住民を呼び寄せるだけでなく、地域に出向いて、地域でも講座を開設して欲しい。
- 5) 地域では高齢者学級、家庭学級等を開設しているが、大学からも講師を派遣して欲しい。

こうした意見や要望を受けて、江口は、地

域住民の要望と実際の公開講座の間のギャップは、「非常に少ない一般教養講座・文化的講座」「比重の多いスポーツ教室」にあるとしてこうした現象は、欧米先進国の諸大学の行う公開講座には見られず、わが国にあっても東京大学では全学部協力による総合科目のような公開講座の例があるとして、総合大学である本学がもっと教養講座・文化講座の数を多くしなければならぬと結論している。「比重の多いスポーツ教室」の指摘は、その具体的な意見内容がわからないものの、体育センターにとっては等閑視できない問題であろう。

さらに江口は、こうした課題を達成するためには、本学に少なからず次のような問題点があると指摘している。

- 1) ともすると研究にかける比重が大きくなり、教育が二義的になるばかりでなく、学生の教育カリキュラムに対応する以外の時間をさくことが困難で、多くの教員の協力を得にくい。
- 2) 学生の教育に支障を来さないように使える施設が足りないこと、国有財産である大学施設の管理と使用について厳しい規定があり、大学構成員以外の施設利用の制約が少なくない。
- 3) 住民の要望が多様であるうえに、時間帯もまた多様で、対応に無理がある。

以上を総括して、江口は、筑波大学の生涯学習への対応を、

- 1) よりいっそうの施設開放（特に大学図書館の開放）、
- 2) 聴講制度の見直しと総合科目の開放などを可能性があるとして提言している。

江口の論文は直接「生涯学習」とは何であるかを問うてはいないが、本学において欠けている東京大学の例で見ると全学部協力による総合科目的な公開講座の必要性の指摘など、これからの公開講座の在り方にとって

も資するところが多い。

Ⅲ. これからの筑波大学の公開講座の 在り方を検討する

『開かれた大学』の編集企画意図は、生涯教育に向けた筑波大学における大学開放の成果を評価し、以後の課題を検討しようとするものであった。巻頭の永岡の「生涯教育の意義と高等教育」も、次々江口の「生涯学習と大学開放」にも生涯教育についての世界の流れや、国内の幾つかの審議会の提言を真摯に受けようとす姿勢が見られる。一方、池田が言うように、生涯教育概念には「学習が生きることを学ぶことだというように日常的な生活過程に付随した自然発生的な学習では間に合わなくなった」¹⁵⁾諸問題への解決に向かう意図が含まれているのである。このように世界的な生涯教育・生涯学習の運動には、現状を維持するという意味で社会に適応するだけでなく、このままでは危ない人類的なもの、地球的なもの、宇宙的なもの、こうした問題群と取り組むには、次世代の成長を待ったのでは間に合わないとして、もう一つ前の世代の人々の変革をも同じように求める教育と学習こそ急務であるという考えがあった。

『筑波大学公開講座規則』が制定されたのは1975年(昭和50年)2月であり、その後数次にわたって改正されたが、趣旨や目的、種類等に変更はない。生涯教育・生涯学習関係のもっとも総合的な中心図書である日本生涯教育学会編『生涯学習事典』(1990年)で引用・参考文献とされた、我が国の生涯教育運動に影響を与えたと考えられる図書を一覧し、これを1975年で二つに分けてみると、1975年前に並ぶのはハンゼルマンやペグラのアンドラゴジー論(1951年, 1957年)、ポール・ラングランの生涯教育論(1965年)、ハッチンスの学習社会論(1968年)、OECDのリカレント教育論(1974年)等で、1975年以降はそれらを土台にした解説書や紹介書がほとんどになる。

したがって、生涯教育や生涯学習のおよその考え方は『筑波大学公開講座規則』の制定以前に出揃っていることになる。しかし、中教審、臨教審等の答申などについてみると、1979年の『地域社会と文化について』、1981年の『生涯教育について』、1985年に始まる『教育改革に関する第一次答申』から1987年の『教育改革に関する第四次答申』の最終答申までや、1990年の法律71号『生涯学習のための試作の推進体制等の整備に関する法律』など、我が国の生涯教育や生涯学習の方向を定めた重要な答申は1975年以降に出されたものが多い。因に『筑波大学公開講座規則』の各条文を列記してみると(趣旨)(公開講座の目的)(種類)(受講資格)(時期, 期間等)(講師)(修了)(単位の授与等)(他大学学生の受講)(講習料)(公開講座委員会)(実施)(細目)、それに附則が添えられ、さらに『開かれた大学』18頁から25頁までの解説が残されている。こうした規則が条件の記述だけに終わるのは当然で、それではどのような理念をもってこうした活動を推し進めていくのかは、公開講座の実施を担当する教員に個別に委ねられることになる。生涯教育関係図書を紹介した財団法人北野生涯教育研究振興会監修『新・生涯教育図書101選』(1992年)の101冊に紹介された多くの関係書にも、具体的な学習に向かう課題についてはあまり触れられていない。この『新・生涯教育図書101選』(1992年)に収録されていない生涯学習に関する重要な書籍が一つある。エリッヒ・フロムの *TO HAVE OR TO BE*, 1976である。新井は「学習社会」の項で次のようにフォール報告と並んでE.フロムを紹介している¹⁶⁾。

フォール報告書は、世界の教育の現状を、不均衡、不平等(階層的・地域的)、時代遅れのカリキュラム、教育における古い概念、といった観点から分析し、到達すべき目標を scientific humanism, creativity social, commitment, the

complete man の四つのキーワードで設定している。(中略……) フォール報告書は (中略) ハッチンスの「アテナイでは教育は、……文化によって教育された」に言及して……おり、彼の思想を学習社会構想の論拠に据えていることがわかる。同報告書はハッチンスだけでなく、その他の学者・思想家の……理念も導入している。man complete は、…… man divided の……対極をなす人間類型である。このような人間の形成こそ、教育の基本的目標でなければならない……。このことは人間の基本的な存在様式の転換を意味する。フォール報告書は「学習者はすべて、実際に、きわめて具体的な存在である」「人間は生存をつづけ、進化していくために、間断なく学習していかなければならない。」と述べている。……学習の目的は、being であり survive であり、evolve でなければならない。……報告書のタイトル……*Learning to be* は……そのような生き方を目標にした学習を象徴的に示したもの……。フォール報告書は、フロムの「……全生涯が自己自身を生み出していく過程にほかならない……我々は死ぬときにおいてのみ完全に生まれる……」を引用し……to have もつという生き方(存在様式)でなく、to be ある(存在様式)ために生涯学習を提唱している……。

フロムにおける to have とは財産、地位、権力、それに知識までも所有することにおける生き方であり、to be とは何者にも制約されず、変化を恐れず自己の能力を能動的に引きだし、絶えず成長して生きることに喜びを確信する生き方を指している。同じようにハッチンスの理念を受けたアメリカのカーネギー高等教育委員会は、1971年に Jess Time, More Option : *Education beyond the High*

School を発表し、ハッチンスの主張した中等後教育が純粋な一般教養の学習であるべきだとした考えを越えて、技術訓練、その他の準学問的プログラム(quasi-academic program)と非学問的プログラム(non-academic program)による学習の必要を説いている。先に江口が指摘していた筑波大学近隣住民の公開講座に対する評価は、講座がとかく非学問的プログラム(non-academic program)による偏りがちであることへの批判であったのだろう。このように、同じハッチンスの理念を受けていると考えられる、フォール報告書とカーネギー報告書が、フロムのいう to have の存在様式、価値観をめぐる辺りの微妙なところで、その方向性を二分したと言える。大学開放における公開講座は、遠く英国の伝統を引き継ぎながらもユネスコ等を中心として形成されてきた新しい教育観の上に開講される時代が来ている。フロムに代表される to have から to be の価値観の形成に向かう世界的な流れを受けて、改めて筑波大学の公開講座規則等を深めていく時期に来ているのだろう。こうした問題を体育センターの公開講座はどのように受け止め、新たな課題に向かって行けばよいのだろうか。

IV. 体育センターにおける公開講座の 課題を検討する

こうした問題を体育センターの公開講座に引き寄せてみれば、これまでの多くの提供プログラムは、カーネギー報告で言う非学問的プログラム(non-academic program)によって構成されたものだった。しかし、生涯教育・生涯学習運動には「現状を維持するという意味で社会に適應するだけでなく、このままでは危ない人類的なもの、地球的なもの、宇宙的なもの、そうした問題群に取り組んでいこうとすると、次世代の成長を待ったのでは間に合わないとして、もう一つ前の世代の人々の変革をも同じように求める教育と学習

こそ急務である」とするより大きな理念が貫いている。こうした問題は1979年にローマ・クラブの刊行した報告書 *No limits to Learning* (邦訳は『限界なき学習』) によって一層明らかにされたが、フロムの *TO HAVE OR TO BE* にはこうした認識に向かう、いわば生涯学習のもっとも中心的なイメージとなる人間の存在性についての具体的な理念が示されていると考えることができるだろう。ハッチンス及びフォール報告書からフロムに至る理念と、ハッチンスからより現実的な路線を掴もうとしたカーネギー報告書の向かい方は、これからの体育センターの公開講座の向かうべき二つの方途をモデル化して見せてくれているといえる。ハッチンスの教養教育重視の視点に合わせて体育センターの公開講座の方向をとれば、英国で始められた *university extension* の流れを幾分かは継承することができるだろう。しかし、その路線の延長上に築かれた今世紀の諸問題に対して、今私たちは、その解決のためにフォール報告書とカーネギー報告書の二つの選択肢のモデルを手にはしている。二つの報告書は対立しているわけではない。大方において同じ方向にありながら、その具体化のニュアンスに微妙な違いを示しているに過ぎない。to have に対する価値観と生きることに対峙するための緊急の必要性に対する態度の差異の問題である。スポーツを中心に据えた to have と to be の感覚の微妙な差異は、私たちの文化に対するより高度な態度によって把持されるのであろう。それは一人の人間によって達成されることに終わることなく、集団の水準としても達成されなければならないものなのであろう。そこに体育センターとしての課題が生まれる。

ともあれ、こうした問題意識は『開かれた大学』以降に生じたものであると言えるだろう。しかし、これまで、20年余にわたってスポーツ教室や現職教育を担当してきた体育センターにおいても、一つ一つの講座や教室を、

大学の使命にまで還元して、立案し反省したことはない。スポーツ教室等による公開講座の主催を期待される私たちは、生涯教育や生涯教育に課せられた使命をもまた自覚していかなければならないだろう。それは、例えばスキーをやることの意味とその功罪を、それは村興しの一端を担ぐと当時に自然の破壊につながる問題であるかもしれないことに自覚的でなければならないという問題でもあり、そうした大きな関係の問題をどのようにスキー指導と絡ませていくのかということであろう。同じようにゴルフの指導が、サッカーの指導が、どういう全体的な問題への係りであるのか、テニスのブームとテニス指導はどう係るのか等々、私たちはスポーツのやり方や楽しさを指導しながら、そうした活動をより深い文化へ志向させるべく語る存在でなければならないのだろう。

大学は有効な情報の発信源であり、その意味で、公開講座としてのスポーツ教室の在り方は、今、漸くその問いを始めるところなのかもしれない。実際に国立大学の開放事業としてスポーツ教室が開講されたのは昭和48年だという¹⁷⁾。すると、筑波大学の公開講座の開設は、他所に僅か1年遅れただけとなる。昭和48年から公開講座・スポーツ教室として「テニスコース」を開設した九州大学健康科学センターは、昭和58年と59年にスポーツコースに併せて講義演習「テニスの科学」を開講し、昭和60年に(財)九州大学出版会より『テニスの科学』¹⁷⁾を上梓している。テニスの科学と題しているが、内容としてはテニスの科学、テニスの技術、テニスの歴史が語られている他、生活とテニスの位置付けや、テニスが米国スポーツ等と違って英国スポーツとしての特徴を持つこと等が言及されている。

平成2年の『生涯学習進行のための施策の推進体制等の整備に関する法律』の制定もあって、筑波大学周辺の市町村の自治体においても、独自のスポーツ教室等の開催が盛んで

ある。しかも、どこも参加者獲得のために参加制限をオープンにする所が多くなってきている。こうした状況の中で、筑波大学体育センターは、スポーツに関わる新たな役割を模索する時期に来ていると言うことができるだろう。

V. まとめ

大学開放の主要な事業は公開講座によって行われている。筑波大学の公開講座は『筑波大学公開講座規則』に従って開講され、同規則は昭和50年に制定された。この規則はそれに先立つユネスコを中心とする世界的な教育機構の大変革の流れの中で生まれた生涯教育・生涯学習などの理念を映した我が国の諸政策を受けけるものであった。そのためそれ以降の世界の変化や我が国の諸政策に対して必ずしも対応してはいない。その間に生涯教育をめぐって、フォール報告書とカーネギー報告書の二つのモデルが提供され、我が国の中教審による幾つかの重要な答申が提出されている。フォール報告書とカーネギー報告書の二つのモデルの僅かな差異は、前者が、準学問的プログラム (quasi-academic program) と非学問的プログラム (non-academic program) による学習の必要を語らず、後者はそれを用意することにある。この差異は、ちょうどE.フロムの示す二つの価値観 to have か to be のうち、to have の解釈をめぐる学習観の違いとして理解されるものであった。筑波大学体育センターの公開講座におけるこれまでの提供プログラムも主としては準学問的プログラムと非学問的プログラムによるもので、to have の理念の中で捉え得るものであったと言える。こうして、私たちが提供する体育センターにおける公開講座のプログラムには、ユネスコを中心とする世界的な教育の課題や、我が国の諸政策や諸提言に新に応える課題が生まれてきている。そこにどのように向かうか。一つの道は、フロムにおいて提示された to be の

意味を解くことから始まると考えられる。本論では、フロムの to have, to be の考察に深く入ることはしなかった。次にはこうした問題を中心に据えて、公開講座プログラムの具体化のための、新たな課題を考えてみたい。

註

- 註1 その記録は『1980年代の生活と開かれた大学—筑波大学の生涯教育へのこころみ』（1982年3月刊、以下『開かれた大学』と略）として編纂・刊行された。
- 註2 小池は、J.スチュアートがケンブリッジ大学の大学開放をリードし、各地に教授を派遣して講義を行わせたので(1873年)、この大学開放の形態を“逍遙大学”と呼んだとしているが⁹⁾、この逍遙大学に相当する言葉をドレPPERらの書⁷⁾⁸⁾から確認することはできなかった。
- 註3 昭和31年に制定された『大学設置基準』のうち、昭和60年の文令1、文令26による改正分までを旧基準と呼び、平成3年の文令24とそれに先立つ平成元年の文令34による改正分以降の『大学設置基準』を新基準と呼ぶことにする。旧基準はその第6章第19条(授業科目の区分)で、18条の趣旨を受けて「大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。」として、大学の教育における保健体育の必修としての立場と固有な独立した科目の地位を与え、第22条で特に(保健体育科目)の項を設けて、「大学は、保健体育科に関する授業科目を開設するものとする。」と規定している。さらに第32条の三では「保健体育科目については、講義及び実技四単位」の修得を卒業要件の124単位の中に入れていいる。また、体育に関係するものとして、「第十章校地、校舎当の施設」で「教育にふさわしい環境云々」として第36

条に特に〔運動場〕の項目を置いて「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とした上で、さらに第37条5項で「大学は、第1項に掲げる施設を備える校舎のほか、なるべく講堂、体育館及び寄宿舎を備えるものとする。」としている。第40条3項では大学が備えるべき図書として「保健体育科目に関する図書300冊以上」が義務づけられている。

ところが、新基準では、科目分類での位置付けも必修の位置付けも失っただけでなく、「体育」の科目名すら無くなってしまった。僅かに旧基準より進んだ形で書かれたのは、第36条（校舎等施設）の第5項「大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」と規定されたことである。この条文に相当する旧基準は「大学は、第1項に掲げる施設を備える校舎のほか、なるべく講堂、体育館及び寄宿舎を備えるものとする。」とされており、なるべく以下の位置関係が変わったのである。旧基準では「なるべく」備えるべきであった体育館が、体育科目が大学での位置付けを失いかけている新基準で、皮肉なことにも体育館が「原則として」備えるべきものとして位置づけられたのである。

しかし、平成3年に制定され、同7年に一部改正された『大学設置審査内規に関する申し合わせ』の第1項「教育課程について」ではじめて「保健体育」の名称が登場し、その「3）保健体育の

取り扱い」で「生涯を通じての心身の健康の保持増進を図りうるよう、学生に対して配慮する必要がある。」とした上で、「教育課程上は、当該学部、学科等の理念・目的等に照らして判断する。」とされ、外国語等の「外国語能力の育成に対する配慮は重要である。」とする扱いに大きな差をつけられている。こうしたことが体育の教育資源の後退に及ぼす影響は大きい。

引用文献

- 1) 筑波大学公開講座委員会編『1980年代の生活と開かれた大学』大蔵省印刷局、1982年3月。
- 2) 筑波大学体育センター外部評価委員会『筑波大学体育センター外部評価報告書』1996年3月。
- 3) 小池源吾「大学開放」『生涯学習事典』（日本生涯教育学会編）p.153、東京書籍、1990年。
- 4) 新堀通也『社会教育の方向』p.143、帝国地方行政学会、1970年。
- 5) Shannon, T.J. and Schoenfeld, C.A. : University Extension. The Center for Applied Research in Education, Inc., 1965.
- 6) 山本和人「大学公開講座」『生涯学習事典』（日本生涯教育学会編）p.155、東京書籍、1990年。
- 7) William Henry Draper : University Extension; A survey of fifty years, 1873-1923, Cambridge Univ. Press, 1923.
- 8) N.A. Jepson : The beginning of English university adult education - policy and problems ; a critical study of the early Cambridge and Oxford University extension lecture movements between 1873 and 1907, with special reference to Yorkshire, Michael Joseph, 1973.
- 9) 大学学術局長・社会教育長通知『大学開

- 放の促進について』(文社第209号)1964年.
- 10) 小橋佐知子「生涯学習」, 教育開発研究所(編)『生涯教育読本—学びつづける人間と社会を作るための方策』教職研修増刊特集号, 1987年.
 - 11) ポール・ラングラン『社会教育の新しい方向』(波多野完治訳)日本ユネスコ国内委員会, 1967年.
 - 12) R.M.Hutchins, The Learning Society, FREDERICK A.PRAEGER,1968.
 - 13) Edgar Faure, Felipe Herrera, Abdul-Razzaak Kaddoura, Henri Lopes, Arthur V. Petrovsky, Majid Rahnema, Frederick Champion Ward : Learning to be, George G. Harrap & Co.Ltd.,1972. 国立教育研究所内フォーラム報告書検討委員会訳『未来の学習』, 第一法規, 1975年.
 - 14) OECD(編)『リカレント教育—生涯学習のための戦略』(教育調査第88集), 文部省大臣官房, 1974年.
 - 15) 社会教育学の理論構造—M.ノールズのアンドラゴジー・モデルの研究『日本社会教育学会紀要』No.15, 1979.
 - 16) 新井郁男「学習社会」『生涯学習事典』(日本生涯教育学会編) pp.78-81, 東京書籍, 1990年.
 - 17) 徳永幹雄(編)『テニスの科学』(財)九州大学出版会, 1985年.
 - 18) 前掲書『未来の学習』, 第8章第2節〔1〕〈原理〉教育政策の指導原理, p.208, .
 - 19) 清水和彦「リカレント教育」『生涯学習事典』(日本生涯教育学会編) p.155, 東京書籍, 1990年.
 - 20) 永岡順「生涯教育の意義と高等教育」, 筑波大学公開講座委員会(編)『1980年代の生活と開かれた大学』pp.3-10, 大蔵省印刷局, 1982年3月.
 - 21) 同.
 - 22) 江口篤寿「生涯学習と大学開放」, 筑波大学公開講座委員会(編)『1980年代の生活と開かれた大学』pp.10-15, 大蔵省印刷局, 1982年3月.
 - 23) 同.
 - 24) 同.